

国民の保護に関する業務計画書

平成19年4月

山梨県道路公社

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	基本方針	1
第1	事態の想定	1
第2	基本的人権の尊重	1
第3	有料道路利用者への情報提供	1
第4	関係機関との連携の確保	1
第5	有料道路利用者の協力	2
第6	高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法上の的確な実施	2
第7	安全の確保	2
第8	自主的な判断	2
第9	山梨県国民保護対策本部長の総合調整	2
第2章	平素からの備え	2
第1節	活動体制の整備	2
第1	情報収集及び連絡体制の整備	2
第2	通信体制の整備	2
第3	非常参集体制及び活動体制の整備	2
第4	特殊標章等の交付	3
第2節	関係機関との連携	3
第3節	有料道路利用者への情報提供の備え	3
第4節	警報の通知体制の整備	3
第5節	避難・救援に関する備え	3
第1	避難の指示の通知体制の整備	3
第2	避難及び救援に対する支援に関する備え	3
第6節	有料道路の安全確保に関する備え	3
第7節	交通の管理に関する備え	3
第8節	応急復旧に関する備え	3
第9節	訓練・啓発等の実施	4
第1	訓練の実施	4
第2	職員等への啓発	4
第3章	武力攻撃事態等への対処	4
第1節	武力攻撃の兆候等の情報連絡	4
第2節	活動体制の確立	4
第1	県対策本部等への対応	4
第2	公社国民保護対策本部の設置等	4
第3	情報収集及び報告	5
第4	非常参集の実施	5
第3節	安全の確保	5
第4節	関係機関との連携	5
第5節	有料道路利用者への情報提供	5
第6節	警報の通知及び伝達	5

第7節	避難・救援に関する措置	6
第1節	避難の指示の通知及び伝達	6
第2節	避難・救援に対する支援	6
第8節	有料道路の適切な管理及び安全確保	6
第9節	交通の管理	6
第10節	安否情報の収集	6
第4章	応急の復旧	7
第1節	道路の応急復旧	7
第2節	情報の収集	7
第3節	県対策本部への報告	7
第4節	支援の要請	7
第5章	復旧等に関する措置	7
第1節	国民生活安定のための措置	7
第2節	復旧に関する措置	7
第6章	緊急対処事態への対処	7
第1節	活動体制の確立	7
第1	公社緊急対処事態対策本部の設置	7
第2	その他の体制の確立	8
第3	対策本部の組織等	8
第2節	警報の通知及び伝達	8
第3節	緊急対処保護措置の実施	8
第7章	計画の適切な見直し	8

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、山梨県道路公社（以下「公社」という。）が実施する道路の管理又は建設業務に関し、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における国民の保護のための措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

公社は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等をいう。以下同じ。）国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関等及び委託契約会社等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携協力し、その所掌業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

第1 事態の想定

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となる核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）についても考慮する。

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいい、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態等が考えられる。

第2 基本的人権の尊重

公社は、国民保護措置等の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

第3 有料道路利用者への情報提供

公社は武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、国民保護措置等の実施状況、被災情報（武力攻撃災害及び緊急処理事態により生ずる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害等の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）その他の情報等について、関係機関と連携しつつ、有料道路利用者に対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

第4 関係機関との連携の確保

公社は、国民保護措置等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から

関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第5 有料道路利用者の協力

公社は、国民保護措置等の重要性について広く啓発に努め、有料道路利用者の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

第6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

公社は、国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。

また、公社は国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

第7 安全の確保

公社は、国民保護措置等を実施するにあたっては、公社の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに委託契約会社等の社員など、国民保護措置等を実施する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第8 自主的な判断

公社は、その業務について国民保護措置等を実施するにあたっては、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急処理事態の状況に則して、その実施方法等を自主的に判断するものとする。

第9 山梨県国民保護対策本部長の総合調整

公社は、山梨県に設置された山梨県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）の長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

第1 情報収集及び連絡体制の整備

公社は、関係機関と連携しつつ、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

第2 通信体制の整備

公社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう自家発電設備の整備や通信手段の多重化等、コンピューターのデータも含めたバックアップ体制の整備に努めるものとする。

なお、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

第3 非常参集体制及び活動体制の整備

公社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係職員等の非常参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員等に周知するものとする。非常参集を行う関係職員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

また、防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

第4節 特殊標章等の交付

公社は、山梨県知事（以下「県知事」という。）が、特殊標章等の交付等を行う場合には、県知事に対して使用の許可を申請し、適切に管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

公社は、平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連絡体制の整備に努めるものとする。

第3節 有料道路利用者への情報提供の備え

公社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、有料道路の被災状況などの情報を、報道機関への発表、公社ホームページ及び道路交通情報提供施設等を活用して、有料道路利用者に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第4節 警報の通知体制の整備

公社は、県知事から警報が通知された場合において、各有料道路管理事務所、料金徴収所及び富士山五合目総合管理センター（以下「事務所等」という。）への通知及び有料道路利用者に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

第5節 避難・救援に関する備え

第1節 避難措置指示の通知体制の整備

公社は、県知事から避難の指示が通知された場合においては、事務所等への通知及び有料道路利用者に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

第2節 避難及び救援に対する支援に関する備え

公社は、管理する施設が県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民等の受入が適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第6節 有料道路の安全確保に関する備え

公社は、公社が管理又は建設する道路（以下「有料道路」という。）について、巡回の実施の在り方などを別に定めるものとし、その策定に当たっては、必要に応じ、消防機関及び県警察に助言を求めるものとする。

第7節 交通の管理に関する備え

公社は、武力攻撃事態等において、県警察と連携して、有料道路利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第8節 応急の復旧に関する備え

公社は、武力攻撃事態等において、有料道路の応急復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制の整備及び資

機材の確保について努めるものとする。

第9節 訓練・啓発等の実施

第1 訓練の実施

公社は、平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとするとともに、関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

また、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

なお、関係機関が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

第2 職員等への啓発

公社は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、公社の職員等及び委託契約会社等の社員などに対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

公社は、武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに山梨県への情報連絡を行うとともに、情報連絡のための必要な通信手段の確保、有料道路の安全確認の実施、被害の有無などの情報の迅速な収集を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 県対策本部等への対応

公社は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が政府により定められ、山梨県に県対策本部が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

県対策本部長から県対策本部の設置について連絡を受けた時は、警報の通知に準じて、直ちに事務所等にその旨を連絡するものとする。

第2 公社国民保護対策本部の設置等

1 公社国民保護対策本部の設置

公社は、武力攻撃事態等が発生し、県対策本部が設置された場合であって、公社が国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに理事長を長とする山梨県道路公社国民保護対策本部（以下「公社対策本部」という。）を設置するものとする。

公社対策本部は、公社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び公社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

公社対策本部を設置した場合には、事務所等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、山梨県等の関係機関に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。

2 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、公社対策本部の組織及び運営に関する事項に

については、別に定めるところによるものとする。

第3 情報収集及び報告

1 情報収集及び報告

公社は、武力攻撃事態等が発生し、公社対策本部を設置した場合は、国民保護措置の実施状況、有料道路の被災情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、その情報を速やかに県対策本部に報告するものとする。

公社対策本部は、県対策本部から武力攻撃事態等の状況や関係職員等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、公社内での共有を図るものとする。

2 通信体制の確保

公社は、武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとし、支障が生じた場合には、応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

また、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

第4 非常参集の実施

公社は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、関係職員に非常参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

公社は、国民保護措置の実施にあたっては、その内容に応じ、公社の職員等のほか、公社の実施する国民保護措置に従事する者に対して、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、国民保護措置を安全に実施するために、必要に応じ県知事の許可を受け、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章等を使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

公社は、国民保護措置の実施にあたっては、関係機関と緊密に連携し、的確な実施に努めるものとする。

また、県知事から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、安全の確保に配慮した上で、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 有料道路利用者への情報提供

公社は、武力攻撃事態等が発生した場合には、県対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、有料道路の被災状況等の情報を、報道機関への発表、公社ホームページ、道路交通情報提供施設及び看板などを活用して、有料道路利用者に対し、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の通知及び伝達

公社は、県知事から警報の通知を受けた場合には、事務所等に対して迅速かつ確実に警報を通知するとともに、有料道路利用者に対し、警報を伝達するよ

う努めるものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

第1 避難の指示の通知及び伝達

公社は、県知事から避難の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、事務所等に対して避難の指示の通知を行うとともに、有料道路利用者に対し、同措置の指示の伝達に努めるものとする。避難の指示の解除の通知があった場合も同様とする。

第2 避難・救援に対する支援

公社は、武力攻撃事態等の発生により県知事及び市町村長より避難住民等の輸送路としての利用の求めがあった場合には、有料道路の損壊等の正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に行う事ができるよう協力するものとする。

また、県の区域を越える避難が生じた場合において、要避難地域の県と避難先の県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が行われるときには、公社は必要に応じ当該協議に参加するものとする。

なお、公社が管理する施設であって、あらかじめ県知事から避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、公社は、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8節 有料道路の適切な管理及び安全確保

公社は、武力攻撃災害が発生したときは、公社が管理する施設について、巡回の強化など、安全確保のための措置の実施に努めるとともに、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

また、有料道路の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、消防機関、県警察等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

第9節 交通の管理

公社は、県警察と連携して、交通規制及び道路の通行禁止等の必要な措置を講じるとともに、同措置を行った場合には、直ちに有料道路利用者に周知徹底を図るものとする。

第10節 安否情報の収集

公社は、有料道路利用者又は委託契約会社等から安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の安否情報を県知事に提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

また、地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

なお、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第4章 応急の復旧

第1節 道路の応急復旧

公社は、武力攻撃災害が発生した場合、有料道路について、国民保護措置を実施する職員等及び委託契約会社等の社員などの安全の確保に配慮した上で、速やかに有料道路の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。

また、応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとし、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の輸送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急復旧に努めるものとする。

第2節 情報の収集

公社は、事務所等と連携し、有料道路の被災情報及び応急復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

第3節 県対策本部への報告

公社対策本部は、被災情報、応急復旧の実施状況の情報を県対策本部に報告するものとする。

第4節 支援の要請

公社は、有料道路に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のための必要な措置について、山梨県に対し必要に応じ支援を求めるものとする。

第5章 復旧等に関する措置

第1節 国民生活安定のための措置

公社は、有料道路について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行うなど適切に管理するものとする。

第2節 復旧に関する措置

公社は、武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて、安全の確保に配慮した上で、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

第1 公社緊急対処事態対策本部の設置

公社は、緊急対処事態が発生し、山梨県に緊急対処事態対策本部（以下「県

緊急対策本部」という。)が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに理事長を長とする山梨県道路公社緊急処理事態対策本部(以下「公社緊急対策本部」という。)を設置し、公社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び公社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

公社緊急対策本部を設置した場合には、事務所等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、山梨県等の関係機関に対して、連絡窓口等を連絡するものとする。

第2 その他の体制の確立

公社は、緊急処理事態に類似した事象が発生した場合、その事象の大小に応じ適切な体制を構築するものとする。

第3 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、公社緊急対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

公社は、県知事による警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

公社は、緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章から第5章までの定めに基づいて行うこととする。

第7章 計画の適切な見直し

公社は、この計画の内容につき適時検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、関係機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するものとする。

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、公社ホームページ等において公表するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

この規程は、平成19年4月 1日から施行する。